東京医療保健大学学長戦略本部規程

（目的）

第１条　この規程は、東京医療保健大学学則（以下「学則」という。）第５９条第２項に基づき、東京医療保健大学学長戦略本部（以下「学長戦略本部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学長戦略本部の設置）

第２条　東京医療保健大学（以下「本学」という。）に、学長戦略本部を設置する。

２　学長戦略本部は、本学において、学長による円滑な大学運営を補佐する。

（業務）

第３条　学長戦略本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　本学の重要課題のうち、学長が指定する事項への対応方策の企画、立案、調整及び推進に関すること

二　その他学長が必要と認めた事項

（学長戦略本部）

第４条　学長戦略本部に、学長戦略本部長を置き、学長をもって充てる。

２　学長戦略本部長は、学長戦略本部の業務を統括する。

３　学長戦略本部に、学長戦略本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

（常置組織）

第５条　学長戦略本部に、次に掲げる常置組織を設置する。

一　ＩＲ推進室

二　総合教育センター

２　前項の常置組織に関する事項は、別に定める。

（その他の臨時組織）

第６条　学長戦略本部長は、第５条の常置組織のほか、必要に応じ、プロジェクトチームその他の臨時組織を設置することができる。

２　前項の臨時組織に関する事項は、別に定める。

（学長戦略本部の権限）

第７条　学長戦略本部は、学長戦略本部長の指揮の下に、適切に業務を処理するものとする。

２　職員は、学長戦略本部の指示に従い、適切に対応するものとする。

（準用）

第８条　本規程の適用において、学則第５８条の東京医療保健大学総合研究所を、第５条に定める常置組織とみなす。

（事務）

第９条　この規程に関する事務は、関係する各部等の協力を得て、企画部において処理する。

２　前項にかかわらず、必要に応じ、事務の一部を関係する各部等に処理させることができる。

（雑則）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、学長戦略本部に関し必要な事項は、学長戦略本部長が別に定める。

附則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の際に、既に施行されている常置組織及び臨時組織に関する規程及び要綱（同等の決議等を含む）は、本規程に基づいて定められた規程及び要綱とみなす。

附則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。